(2)　支給認定等

イ　ロの医療費支給認定を受けようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、都道府県に申請しなければならないものとすることとした。（第一九条の三第一項及び第二項関係）

ロ　都道府県は、小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、その疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、医療費支給認定を行うものとすることとした。（第一九条の三第三項関係）

ハ　都道府県は、医療費支給認定をしないこととするときは、小児慢性特定疾病審査会の審査を求めなければならないものとすることとした。（第一九条の三第四項関係）

ニ　そのほか、医療費支給認定の有効期間、医療費支給認定の変更等に関し必要な事項を定めるものとすることとした。（第一九条の三第五項～第一一項及び第一九条の四～第一九条の八関係）

(三)　指定小児慢性特定疾病医療機関

(1)　指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行うものとすることとした。（第一九条の九第一項関係）

(2)　指定小児慢性特定疾病医療機関の責務等

イ　指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならないものとすることとした。（第一九条の一一関係）

ロ　都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関がイに従って小児慢性特定疾病医療支援を行っていないと認めるとき等は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、勧告、命令等を行うことができることとするとともに、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し、指定の効力を停止することができるものとすることとした。（第一九条の一七及び第一九条の一八関係）

(四)　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(1)　都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとすることとした。（第一九条の二二第一項関係）

(2)　都道府県は(1)に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行うことができるものとすることとした。

イ　小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他の必要な支援を行う事業（第一九条の二二第二項第一号関係）

ロ　小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（第一九条の二二第二項第二号関係）

ハ　小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児童等の就職に関し必要な支援を行う事業（第一九条の二二第二項第三号関係）

ニ　小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業（第一九条の二二第二項第四号関係）

ホ　その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業（第一九条の二二第二項第五号関係）

(3)　都道府県は、(2)に掲げる事業を行うに当たっては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとすることとした。（第一九条の二二第三項関係）

(五)　調査及び研究

(1)　国は、小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとすることとした。（第二一条の四第一項関係）

(2)　厚生労働大臣は、(1)の調査及び研究の成果を適切な方法により小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとすることとした。（第二一条の四第三項関係）

(六)　基本的な方針

厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとすることとした。（第二一条の五関係）

(七)　費用

(1)　小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用は、都道府県の支弁とするものとすることとした。（第五〇条第五号の二及び第五号の三関係）

(2)　国は、(1)により都道府県が支弁する費用の二分の一を負担するものとすることとした。（第五三条関係）

2　施行期日等

(一)　検討

政府は、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇健康・医療戦略推進法（法律第四八号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（以下「健康長寿社会」という。）を形成するためには、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療（以下「世界最高水準の医療」という。）の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備（以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。）を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要となっていることに鑑み、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「健康・医療戦略」という。）の作成及び健康・医療戦略推進本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必要となる事項について定めることにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　基本理念

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならないものとした。（第二条関係）

(三)　国等の責務

国、地方公共団体、研究機関、医療機関並びに健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者の責務を規定することとした。（第三条～第七条関係）

2　基本的施策

基本的施策として、次に掲げる施策を講ずるものとした。（第一〇条～第一六条関係）

(一)　研究開発の推進

(二)　研究開発の環境の整備

(三)　研究開発の公正かつ適正な実施の確保